議案第18号

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び大田原市職員の旅費 支給条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び大田原市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月7日提出

大田原市長 津久井 富 雄

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び大田原市職員の旅費支給 条例の一部を改正する条例

(大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年条例第1号)の 一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

別表第1の14の項中「小学校就学」を、「中学校就学」に改める。

(大田原市職員の旅費支給条例の一部改正)

第2条 大田原市職員の旅費支給条例(平成21年条例第5号)の一部を次のように改正 する

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。